【参考資料】

1 やまなし農業ルネサンス大綱改定の経緯

平成23年 5月 9日 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会 設置

平成23年 6月 3日 第1回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会

・やまなし農業ルネサンス大綱の概要と進捗状況について

・改定の基本方針について

平成23年 8月31日 第2回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会

・農業ジャーナリスト 青山 浩子 氏による基調講演

・やまなし農業ルネサンス大綱の改定のポイントについて

平成23年10月11日 第3回 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会

・やまなし農業ルネサンス大綱の改定素案について

平成23年11月 2日 パブリックコメントの実施(30日間)

~ 12月 1日

平成23年11月15日 地域説明会

~ 11月18日

・11月15日 富士・東部農務事務所

•11月17日 中北農務事務所

峡南農務事務所

・11月18日 峡東農務事務所



2 やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の農業振興の指針となる「やまなし農業ルネサンス大綱」(以下「大綱」という。)を改定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、やまなし農業ルネサンス大綱改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱し又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。

(委員会)

- 第4条 委員会には委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討事項)

- 第5条 委員会は、大綱の改定に係る次に掲げる事項に関して検討するものとする。
 - (1) 施策の方向と具体的な推進事項
 - (2) 地域別重点推進事項
 - (3) その他大綱の改定に関して必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

[別表] やまなし農業ルネサンス大綱 改定検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
粟生田 修彦	NHK甲府放送局 放送部長
天 野 洋 子	(有) エルフィンインターナショナル 代表取締役
荻 野 勇 夫	山梨県農業会議 会長
梶 原 雅 巳	(有) 梶原農場 代表
小 林 正 毅	(社) 山梨県果樹園芸会 会長
小 堀 夏 佳	オイシックス(株)商品本部 青果スーパーバイヤー
佐 藤 裕 子	山梨きら星ネット 会長
佐本 和男	日本園芸農業協同組合連合会 専務理事
白倉 政司	山梨県土地改良事業団体連合会 会長 (北杜市長)
堤 マサエ (委員長)	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授
長澤利久	山梨県食品産業協議会 会長 ((株) はくばく 取締役会長)
廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
藤 原 弘	山梨日日新聞社 編集局長
向 山 茂 徳	(有)黒富士農場 代表

(50音順、敬称略)